

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

知っておきたい。自動車の相続手続きは煩わしい！

平成28年12月号

車

の相続手続きは簡単ではなく、大事な相続財産として金融機関の相続手続きと同様の添付書類を要求されます。まず①死亡が記載された戸籍謄本 ②相続人全員の戸籍謄本

③相続人に未成年者がいる場合は特別代理人
④そして



て、遺産分割協議において相続する人が決まった場合、登録番号や車台番号等の記載のある遺産分割協議書の添付が必要になります。ただし、遺産分割協議書には、一般的にはその他見られたくない事項も多いことから、別途車名義変更専用の簡略化したひな形様式が用意されています。⑤そこに、相続人全員が署名し、実印を押印、全員の印鑑証明書を添付しなければなりません。⑥遺言書がある場合は、遺産分割書の代わりに、公正証書の場合はその謄本、自筆証書遺言等その他の形式の場合は検認手続きを経たもの(検認済証明書)を添付することになります。

●このように、車の相続には煩わしい手続きが要求されますが、例外があって、車両価格が100万円以下の場合については、遺産分割協議書ではなく簡単な「遺産分割協議成立申立書」というものの提出によって手続きを行うことができます。記載のとおり私の名義にすることに協議が成立したので申立てます。問題が発生しても私が処理し一切迷惑をかけませんという内容になっており、これを利用する

と、①亡くなった方と新所有者の戸籍謄本 ②新所有者の印鑑証明書のみで相続手続きができます。この申立書を使用できるのは「100万円以下を証明できる査定書等を添付した場合に限る」となっていますので、日本自動車査定協会に依頼するか、買取業者に査定させその写しを添付します。その他に軽自動車の相続手続きは、それほど資産価値がなく遺産争いの対象にならないという観点からか、相続手続きという概念がなく通常の売買と全く同じ方法での名義変更となり、戸籍謄本等は一切必要ありません。

●自動車の相続手続きは多くの労力と手間がかかることから、そのまま放置して家族が乗る(自動車税は使用者が負担)ケースが多くみられます。しかし、そのままでは売却できませんし、期間が経過することによって相続関係は複雑化するばかりで将来廃車手続きすらできなくなるのが待ち受けていることとなります。その為、この煩わしい手続きを避けるために、①販売会社によっては、将来、正当な権利を有する相続人や、相続人が指定する第三者(他人への売却)にでも名義変更をスムーズに行うことができるようにするため、話し合いによってご高齢のお客様の場合、現金で買われたとしても名義を販売会社にしておくことがあるそうです。②車の相続人が生前に決まっているのであれば(売却を含む)、亡くなる日までに通常の手続きによる名義変更手続きを済ませておくことも検討のひとつです。③又、お勧めはしませんが、廃車を予定しているがしばらくは使用したいような場合、通常の手続きに必要な添付書類は所有者の印鑑証明書のみですので、生前に印鑑証明を取得しておいて有効期間3ヶ月以内であれば廃車手続きを簡単に行うことができることとなります。